

会員各位

## 定款・細則等の改定について

2024年6月20日  
一般社団法人 日本形成外科学会  
制度検討委員会  
委員長 久保 盾貴

2024年4月11日の会員総会にて報告したとおり、2023年度は下記の定款・細則等の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

### 1. 定款 【社員総会承認報告】

新	旧
(評議員の選出) <b>【削除】</b>  <b>【変更】</b> 5 評議員の任期は、評議員選挙を実施した日の翌事業年度開始日から翌々事業年度終了日までの2年間とし、 <u>最終事業年度中に第2項の評議員選挙を実施する。</u> ただし、再任を妨げない。	(評議員の選出) 第6条 5 第2項の評議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとする。  6 評議員の任期は、評議員選挙を実施した日の翌事業年度開始日から翌々事業年度終了日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

### 2. 形成外科領域専門医制度 【理事会承認報告】

新	旧
<b>【変更】</b> (専門医有資格者の認定) 第2条 学会は、一般社団法人日本専門医機構(以下、機構という)の委託を受けて、本制度第3条に定める専門研修施設等で形成される <u>研修施設群において循環型の研修を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、専門医有資格者として機構に報告する。</u>	第2条 学会は、一般社団法人日本専門医機構(以下、機構という)の委託を受けて、本制度第3条に定める専門研修施設において <u>所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、専門医有資格者として機構に報告する。</u>

### 3. 専門医認定細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p><b>【変更】</b> (目的) 第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度（以下、制度という）第2条にもとづき、形成外科領域専門医（以下、専門医という）としての資格要件および一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が行う<u>専門医資格認定審査</u>（以下、認定審査という）に関する諸規定を定めるものである。</p> <p><b>【削除（文言統一）】</b> (認定審査の非公開) 第8条 認定審査に関する議事は原則として非公開とする。</p> <p><b>【削除（文言統一）】</b> (提出書類) 第15条 認定審査を受けようとするものは、所定の認定審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>【削除（文言統一）】</b> (審査日時等の告示) 第16条 委員会は年1回認定審査を施行する。その日時、その他については実施3ヵ月前までに告示する。</p> <p><b>【削除（文言統一）及び番号書式変更】</b> (認定審査) 第17条 委員会は、以下の認定審査を行う。 (1) 書類審査 専門医認定申請者の、第10条に定める申請資格を提出書類に基づき審査する。 (2) 試験審査 書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。 1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験 2) 主に申請者の研修記録について口頭試問</p>	<p>(目的) 第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度（以下、制度という）第2条にもとづき、形成外科領域専門医（以下、専門医という）としての資格要件および一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が行う認定審査に関する諸規定を定めるものである。</p> <p>(認定審査の非公開) 第8条 <u>専門医認定審査</u>に関する議事は原則として非公開とする。</p> <p>(提出書類) 第15条 <u>専門医資格認定審査</u>を受けようとするものは、所定の認定審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。</p> <p>(審査日時等の告示) 第16条 委員会は年1回<u>資格認定審査</u>を施行する。その日時、その他については実施3ヵ月前までに告示する。</p> <p>(資格認定審査) 第17条 委員会は、以下の認定審査を行う。 1. 書類審査 専門医認定申請者の、第10条に定める申請資格を提出書類に基づき審査する。 2. 試験審査 書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。 (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験 (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問</p>

<p><b>【追加】</b>                  2. 認定審査において、提出書類の虚偽記載や不正行為が発覚した場合、第10条に関わらず専門医申請資格を停止する。                  3. 前項の停止期間については理事会で決定の上、すみやかに申請者に通知する。</p> <p><b>【削除（文言統一）】</b>                  （審査結果の通知）                  第18条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は専門医としての有資格者を機構に報告し、そののち機構での審査結果をすみやかに申請者に通知する。</p>	<p>（審査結果の通知）                  第18条 委員会は、資格認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は専門医としての有資格者を機構に報告し、そののち機構での審査結果をすみやかに申請者に通知する。</p>
---	---

**4. 専門医生涯教育細則 【理事会承認報告】**

新	旧
<p><b>【追記（文言統一）】</b>                  （専門医資格の取り消し）                  第23条                  (4) 専門医資格認定審査および専門医更新審査における提出書類に虚偽の記載があったと認められたもの</p>	<p>（専門医資格の取り消し）                  第23条                  (4) 専門医認定審査および専門医更新審査における提出書類に虚偽の記載があったと認められたもの</p>

以上